

令和6年12月定例会提出案件 補足資料

議第93号 綾部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

人口減少や高齢化による医療需要の変化、国による診療報酬の見直し等により、本市の実情に見合った病床規模と病床運営の適正化を図るため、病床数を見直すこととし、条例を一部改正する。

1. 理由

- 新型コロナウイルス感染症の流行以降、4年連続での赤字決算となり、病院運営は厳しい。
- 人口減少と高齢化による医療需要の変化に加え、新型コロナウイルス感染拡大による入院制限、診療控え等により、入院、外来共に患者数が減少
- 今後も引き続き病院運営を継続して行うため、医療需要に合った病院の適正規模を検討し、診療機能を低下させず病床規模の再編等を含めコンパクトな持続可能な病院経営を目指す。

2. 実施時期

令和7年4月1日

3. 病床内訳

変更後 199床（急性期病棟149床、地域包括ケア病棟50床）

変更前 206床（急性期病棟156床、地域包括ケア病棟50床）

4. 参考

○院内転棟制限の解除

- ・200床以上の病院は、急性期病棟から地域包括ケア病棟に転棟できる患者数は6割に制限。200床未満の病床数の場合その制限は無く、寄り添った医療を行うことが可能。
- ・患者も日数制限により退院することなく引き続き安心して医療を受けられる。

○柔軟な病床運営

病棟単位ではなく病床単位の柔軟な病床運営が可能。病床運営の効率化や診療報酬上の取扱いの変更による収益増加が見込める。

○病床利用率

年度	平均入院患者数	病床利用率
平成30年	177.7床	86.3%
令和元年	178.6床	86.7%
令和2年	145.8床	70.8%
令和3年	147.6床	71.7%
令和4年	137.9床	66.9%
令和5年	146.3床	71.0%
令和6年 (10月末まで)	160.0床	77.7%

【問い合わせ】

保健推進課 課長 芦田正彦 ☎0773 (42) 0111